

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を使用しています。
「番号法」: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年法律第27号)

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 (1) 保護の実施に関する事務 (2) 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 (4) 保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (6) 保護に要する費用の返還に関する事務 (7) 徴収金の徴収に関する事務 (8) 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②、③、④については、社会保険診療報酬支払基金へ委託して実施
③システムの名称	・生活保護システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー ・レセプト管理システム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、151、155、158の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	筑紫野市 健康福祉部 保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111（代表） 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111（代表） 筑紫野市 健康福祉部 保護課 保護1担当・保護2担当
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
		いつ時点の計数か
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
		いつ時点の計数か
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステムがインストールされているPCへのアクセスは、パスワード、生体認証等による厳格なアクセス権限下、適切な管理を行っている。アクセス権限は最小限とし、異動等によるアクセス可能な職員の名簿の都度更新も実施している。以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月8日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	筑紫野市健康福祉部生活福祉課	筑紫野市健康福祉部保護課	事後	
平成30年5月8日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	生活福祉課長 八尋 清和	保護課長 鶴崎 弘司	事後	
平成30年5月8日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課 保護1担当・保護2担当	筑紫野市 健康福祉部 保護課 保護1担当・保護2担当	事後	
令和1年6月28日	様式2	平成26年4月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和1年6月28日	5-②				
令和1年6月28日	所属長	保護課長 鶴崎 弘司	保護課長	事後	
令和1年6月28日	I-7	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	I-8	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	II-1				
令和1年6月28日	対象人数	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2				
令和1年6月28日	取扱者数	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年2月26日	II-1				
令和2年2月26日	対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和2年2月26日	II-2				
令和2年2月26日	取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和5年11月7日	評価書名	筑紫野市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書	生活保護に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年11月7日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	筑紫野市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定	筑紫野市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプ	事後	
令和5年11月7日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事	右記の内容を追記	本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」：行政手続における特定の個人を識	事後	
令和5年11月7日	I 1 ②事務の概要	筑紫野市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なく	【事務の概要】 生活保護法による保護の決定及び実施、就労	事後	
令和5年11月7日	I 1 ③システムの名称	1. 生活保護福祉システム「あゆむくん」 2. MICJET番号連携サーバ	・生活保護システム ・番号連携サーバ	事後	
令和5年11月7日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 生活保護情報ファイル	生活保護情報ファイル	事後	
令和5年11月7日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一15項	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和5年11月7日	I 4 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第9条第1項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の26の項	事後	
令和5年11月7日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和5年9月30日 時点	事後	
令和5年11月7日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和5年9月30日 時点	事後	
令和7年1月15日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年9月30日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月15日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年9月30日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月6日	I 3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第10の13の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	・番号法第9条第1項 別表第23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	事後	
令和7年3月6日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第	・番号法第19条第8号 別表第2の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、151、155、158の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、	事後	